

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例会議会会議録(第1号)

平成25年11月29日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 千 鶴	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	近 藤 恵 子	議員	6番	藤 江 真理子	議員
7番	近 藤 郁 子	議員	8番	三 浦 桂 司	議員
9番	一 色 美智子	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	早 川 直 彦	議員	12番	山 盛 左千江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	安 井 明	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	前 山 美恵子	議員	20番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議 事 課 長 石 川 晃 二 君 議事課長補佐 馬 場 秀 樹 君
兼議事担当係長

議 事 課 主 査 花 井 悟 之 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	行政経営部長	伏 屋 一 幸 君
市民生活部長	石 川 順 一 君	健康福祉部長	原 田 一 也 君
経済建設部長	横 山 孝 三 君	消 防 長	成 田 泰 彦 君
教 育 部 長	津 田 潔 君	企画政策課長	小 串 真 美 君
財 政 課 長	吉 井 徹 也 君	総務防災課長	相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長	浅 田 利 一 君	保険医療課長	加 藤 賢 司 君
都市計画課長	堀 田 彰 君	環 境 課 長	土 屋 正 典 君

君

会 計 管 理 者 深 谷 義 己 君 代表監査委員 古 橋 洋 一 君
兼 出 納 室 長
監査委員事務局長 阪 野 正 男 君

5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 諸報告

(3) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第 59 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(4) 議案上程・提案説明

議案第 60 号 工事請負契約の締結について(国庫補助事業 道路補修耐震補強工事)

議案第 61 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について

議案第 63 号 尾張農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第 64 号 尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

て

議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について

議案第 66 号 豊明市農業共済事業実施条例の廃止について

議案第 67 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 68 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 69 号 尾張農業共済事務組合規約の一部改正に関する協議について

議案第 70 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について

議案第 71 号 平成 25 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

いて

議案第 72 号 平成 25 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 73 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 諸報告

(3) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第 59 号

(4) 議案上程・提案説明

議案第 60 号から議案第 73 号まで

(5) 請願第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請願第3号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 25 年 12 月定例月議会が開催されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 25 年 12 月定例月議会を開きます。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 25 年 12 月定例月議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年、12 月 16 日に総選挙が行われ、自民党が圧勝し、はや1年が経過しようとしています。

この1年間を振り返ってみると、アベノミクスによる景気回復の一方で、原子力発電所の稼働を今後容認していく方針が出されたり、特定秘密保護法案の審議がごく短時間で打ち切れ、衆議院で可決されるなど、国民に対する説明が十分でなかったり、国民の意思とは裏腹な意思決定が相次いでなされました。

原発問題では、東京電力福島第一原子力発電所の4号機で、今月 26 日に使用済み核燃料 22 体の取り出しが開始されました。

1回目の未使用のものと違い、今回は高い放射線が出るということで、失敗は許されない状況での作業であります。

今後、順次撤去作業を進めていくとの報道であります。未使用燃料に加え、危険度の高い使用済み燃料がまだ大量に残されています。

さらに、1号機から3号機までの工程も示されておりません。完全廃炉まで一体何年かかるのか、やってみなければわからない状況であります。

このような危険な原子力発電を現政権が海外に輸出しようとしていることは、新聞等で周知のとおりであります。経済を優先し、事故が起きた場合の後始末もできないものを、どうして被災当事国の日本が率先して世界に広げようとしているのか、その良識が問われるところであります。

果たして原子力発電所を再稼働させることや海外に輸出することについて、国民は賛成しているのでしょうか。東北の現状を見るにつけ、とても賛成できるものではありません。

元総理大臣の小泉純一郎氏も、最近は大きく意見を変え、脱原発を強く主張しておられます。

現政権は、こうした意見や国民の声に謙虚に耳を傾け、その意向に合った最良の策を考えるべきだと思います。

また、26日に衆議院で可決された特定秘密保護法案についても、原発同様に、国民の意見を全く無視した法案の可決となりました。

議論が生煮えの段階での強引な審議は、民主主義の大原則を踏みにじっていくものだと考えています。

さらに、守るべき秘密が具体的に示されず、最終的に国が決めていくという内容であります。国民に伝える義務や、国民の知る権利を大きく阻害するものであり、原発問題同様に、賛成できません。

先ほども述べましたが、行政は、その主権者である国民、市民の意見に耳を傾け、十分な審議を通して政策を決定していく義務があります。数を頼りの傲慢な国政運営は、誠に慎まなければなりません。現政権には、ぜひこのことをしっかりと考えていただきたいと思っています。

さて、話は変わりますが、今年度から第5次総合計画の策定準備にかかります。

先日は、コンサルタントのプレゼンテーションもあり、アンケート作成や分析などの業務を請け負っていただく業者を決定いたしました。

事業仕分け実施時の仕分け人の指摘もありましたように、市民ニーズを的確に判断し、議員各位を初め多くの市民の方々の意見を直接お聞きをしながら、十分かつ広範な議論を踏まえて策定していきたいと考えています。

現在、総合計画のテーマを幹部とも協議をしているところでありますが、これについても、私を含め職員が地域に出向いて、市民の皆さんと十分意見を交換する中で煮詰めていかなければならないと考えています。

また、今回の総合計画では、地域別の計画も本編に取り入れていきたいと考えており、市内を状況類似地区ごとに幾つかに分け、住民の方々が主体となり会議を進める形を取り入れながら策定していきたいと考えております。

自分たちの地域をどのように発展させていくかを自分たちで考え、実践していただけるような総合計画にしたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、この計画づくりには多方面でお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、本日、本定例月議会に上程をさせていただきました案件は、人事案件、条例案件、補正予算案件等の合計15議案でございます。

いずれの案件も、十分ご審議を賜りまして、全ての案件をお認めいただきますようお願いを申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

今定例月議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今定例月議会の運営について、去る11月25日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例月議会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から12月20日までの22日間とし、一般質問につきましては、13名の議員から通告がありましたので、12月3日から12月5日までの3日間を質問日に充て、12月3日に5名の質問を行い、12月4日及び5日にそれぞれ4名ずつの質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いであります。議案第59号につきましては、人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略して本日即決することとし、議案第60号から議案第73号までの14議案につきましては、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

また、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第5号から陳情第13号までの9件は各委員会に付託し、その他の1件につきましては参考配付とすることといたしました。

続いて、お手元に配付されております請願第2号及び請願第3号につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、いずれも福祉文教委員会に付託することといたしました。

また、議案等の質疑は、同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますよう、お願いします。

なお、通告期限につきましては、即決を除く議案等質疑の通告が12月5日の午後5時まで、委員会付託をされました議案等に対する討論の通告が12月19日の正午まででありますので、お間違いのないようにご留意を願います。

最後に、今12月定例月議会の一部を録画・放映いたしますので、ご承知願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今定例月議会の議会期間は、お手元に配付をいたしました会議日程表のとおり、本日から12月20日までの22日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第88条の規定により、今定例月議会の会議録署名議員に8番三浦桂司議員と12番山盛左千江議員を指名いたします。

日程2、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.7 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成25年7月から同年9月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成25年8月28日、9月27日、10月31日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を、同条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、税務課を9月に、児童福祉課及び学校教育課・指導室を10月に、そして財政援助団体監査といたしまして、豊明市子ども会連絡協議会、豊明市連合婦人会及び2団体を所管する児童福祉課と生涯学習課を9月に監査したものでございます。

これらの監査の結果につきましては、9月に実施した税務課においては、家屋評価計算システム保守委託の契約書において、記載内容に不足な点が見受けられたので留意されたいという件。

また、財政援助団体2団体の豊明市子ども会連絡協議会においては、支出調書及び収入調書の作成において、根拠となる資料が一部不足しているものが見受けられたので留意されたいという件。

豊明市連合婦人会においては、支出明細書の記載に一部誤りが見受けられたので留意されたいという件。

また、当該補助団体をそれぞれ所管する児童福祉課及び生涯学習課においては、実績報告書等の審査は確実にを行うとともに、補助団体に対する指導を十分にされたいという件でございます。

さらに、10月に実施した児童福祉課においては、網戸修繕の予算執行事務において、予算執行伺書の添付書類が不足しているものが見受けられたので留意されたいという件。

学校教育課・指導室においては、油水分離清掃委託の予算執行事務において、予算執行伺書の決裁が一部不足しているものが見受けられたので留意されたいという件でございます。

これらの指摘においては、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

また、その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めるものであります。

なお、例月出納検査表及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今定例月議会の開催通知日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第5号から陳情第13号までの9件は各委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました陳情9件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、12月20日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.9 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました陳情9件については、12月20日までを審査期限といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程3、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第 59 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.10 ○市長(石川英明君)

議案第 59 号 人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明をいたします。

この案を提出するのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからであります。

お手元の資料のとおり、委員の1名が平成 26 年3月 31 日に任期満了となるので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

記といたしまして、住所は、豊明市二村台4丁目7番地 13。

氏名は、東 弓子さん。

生年月日は、昭和 17 年7月 28 日でございます。

東さんにつきましては、次の略歴にありますように、昭和 40 年に神戸女学院大学英文科をご卒業後、英語教室講師を務める傍ら、ご主人の海外勤務に伴いベルギー、カナダで合計8年間海外生活を経験され、国際感覚、見識ともに大変豊かな方でございます。

平成 17 年から人権擁護委員として3期お務めをいただいておりますので、既にご承知の方も多いわけではありますが、この高潔な人格と実直な性格で、多くの方より親しまれ、信頼されているところでございます。

また、平成 17 年4月からは、豊明市市民相談員、豊明市表彰審査委員会委員、豊明市社会教育委員としてもご活躍をいただいております。

任期は平成 26 年3月末日であります。法務省への委嘱日の2カ月前に推薦書を送付することとされておりますので、今定例月議会に提案をするものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。

No.11 ○議長(伊藤 清議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

No.12 ○6番(藤江真理子議員)

議案第 59 号 人権擁護委員候補者の推薦について、賛成の立場で討論いたします。

東 弓子さんは、先ほどのご説明にもありました平成 17 年から人権擁護委員として、現在、3期9年目を務められております。

人権擁護委員の主な活動として、啓発、相談、仲裁が挙げられますが、東さんご自身は、中でも啓発が一番大事と位置づけており、これまでも精力的に活動なされてきました。

具体的には、放課後子ども教室において子ども向けの講話を実施したり、民生委員さんの集まりや保育園に出向いたり、お祭りのときなどでも啓発活動を続けておられます。

昨今、特に大きく取り上げられているいじめの問題では、東さんは、子どもたちに人権感覚を身近に養える環境の必要性、人権教育の大切さを静かに語っておられます。

その1つとして、人権に関する作文や作品のコンテストなども重要と位置づけ、企画だけでなく、実動部隊としても行動し、誰に対しても分け隔てなく接する姿は、人格的にも信頼のできる方です。

東さんご本人は、「人権擁護に関する相談を受けたとき、相手の方が涙を流して心底よかったと言ってくれたときに、役に立てていると実感し、やりがいを感じます」と丁寧な言葉で話されていました。

市内には、現在4人の人権擁護委員さんがいらっしゃいます。任期やご経験などさまざまな方たちですが、東さんは、全体のバランスも視野に、その中でのご自分の立ち位置や役割を認識され、「人権が尊重される社会に少しでも貢献できたら」と謙虚に語られているのが印象的でした。

以上で東さんを人権擁護委員候補者として推薦するこの議案の賛成討論を終わります。議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

No.13 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 59 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程3を終わります。

日程4、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 60 号から議案第 73 号までの 14 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 60 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.15 ○健康福祉部長(横山孝三君)

それでは、議案第 60 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。

記といたしまして、1、工事名、国庫補助事業 道路補修耐震補強工事。

2、工事場所、豊明市前後町地内外。

3、工事の概要、前後駅前広場北側デッキ耐震補強、デッキ面積約 2,800 平方メートルでございます。

4、請負契約金額、3億 1,860 万円でございます。

5、請負契約者は、名古屋市東区葵3丁目 19 番7号 矢作建設工業株式会社 代表取締役 藤本和久でございます。

6、契約の方法、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号による随意契約でございます。

この案を提出いたしますのは、前後駅前広場北側デッキの耐震補強工事施工のため必要があるからでございます。

本工事は、豊明市公共施設等耐震化整備実施計画に基づきまして、前後駅前広場北側デッキの耐震補強及び補修を行うものでございます。

この施設は、前後駅前再開発事業によりまして昭和 62 年度に供用を開始して以来、公共交通機関を利用される市民の重要な拠点となっておりますが、東日本大地震以降、橋梁構造に関する耐震基準が見直されたため、平成 24 年度に耐震診断及び詳細設計を行い、耐震基準は阪神・淡路大地震及び東日本大地震などの大規模な地震を想定した補強を行うこととしております。

それでは、机上配付の別紙1、工事概要をごらんください。

まず、1の契約概要でございます。

入札経緯といたしましては、7月9日に第1回目の制限付一般競争入札を行いました。が、予定価格に達せず不調となりました。

そこで、設計内容の一部を見直し、8月19日に2回目の制限付一般競争入札を行いました。が、今回は応札者がいなかったため、これも不調となりました。

そのため、3回目は、やむを得ず地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号による随意契約に切りかえまして、10月21日に入札を行い、矢作建設工業株式会社が落札いたしましたので、10月28日に仮契約を締結したものでございます。

次に、工期でございますが、今議会でお認めをいただきました後、12月20日に本契約を予定いたしまして、契約日の翌日から平成 28 年3月 10 日までを予定しております。

続きまして、2の工事の概要についてご説明申し上げます。

デッキの耐震補強工事の主な工種は、柱補強工、梁補強工、落橋防止装置工でありま

す。

資料の裏面の施工平面図をごらんください。

まず上段部分ですが、1階部分の平面図は、柱と梁の補強箇所図でございます。

柱の補強工につきましては、32本をコンクリートによる巻立、23本を炭素繊維による巻立を行い、合計55本を補強いたします。

次に、梁補強工につきましては、梁78箇所のうち47箇所の梁をコンクリートで補強いたします。

次に、落橋防止装置工につきましては、下の図面でございますが、2階部分の平面図をごらんください。

中ほどにございます吹き抜けの銀行側と名鉄側に配置されております床板と梁を落橋防止装置でそれぞれ5箇所ずつ、合計20箇所連結いたしまして、地震時による床板の落下を防止いたします。

既設デッキの耐震補強工事でありますので、1階、2階とも交通処理をしながら工事を進めてまいります。

1階では、道路の閉鎖や切り回し、前後駅前市営駐車場の閉鎖、市営駐輪場の一時的な移設など、市民の皆様にご不便をおかけするとは存じますが、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第61号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部長。

No.17 ○健康福祉部長(原田一也君)

議案第61号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

この案を提出するのは、損害賠償の額の決定について議会の議決を求める必要があるからでございます。

損害賠償額、64万659円。

原因、保育中における事故でございます。

事故の概要でございますが、資料2をあわせてごらんください。

平成14年4月19日午後零時6分ごろ、市内の中部保育園3歳児クラス内で発生いたしました。

当時、3歳児であった本園児が、2段に重ねてあった机に乗り、バランスを崩した際に、重ねてあった上の机がひっくり返り、園児の左手小指が机と床の間に挟まれ、重傷を負ったものでございます。

事故後、すぐに藤田保健衛生大学病院に救急搬送し、緊急に手術を行いました。

けがの状況は、左手第5指先切断という状況でございます。

事故後、本園児のご両親と話し合いをしてきました。

本園児がまだ小さく、けがをした部位も含めて成長過程で、骨の部分がどうなるかわからないということで、症状の固定後に損害賠償などの話し合いをすることといたしました。

その後、平成 24 年 8 月 22 日、主治医より、症状が固定したと診断がありました。

治療の終了を待って、日本スポーツ振興センターに見舞金の請求を行い、平成 25 年 4 月 23 日付で見舞金をお支払いいたしましたところでございます。

また、損害賠償額については、損害賠償保険で補填される今回のご提案の額をもとにして本園児保護者との話し合いを行い、このたび示談が成立したところでございます。

今後、このような事故が起こらないよう、現場としては十分配慮しておりますので、議員の皆様には何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上で説明を終わります。

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 62 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

No.19 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、豊明市福祉体育館、勅使グラウンド、勅使テニスコート、山田グラウンド、勅使ターゲット・バードゴルフ場、勅使弓道場及び豊明市立小中学校スポーツ開放施設(運動場、体育館及び武道場)であります。

次に 2 としまして、指定管理者となる団体についてご説明をいたします。

まず、団体の所在地であります。名古屋市中区栄一丁目 16 番 6 号、団体名はシンコースポーツ株式会社名古屋支店、代表者氏名は、支店長 白木俊郎であります。

3、指定の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間といたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市福祉体育館及び体育施設等を管理する指定管理者を指定するために必要があるからであります。

以上で議案第 62 号のご説明を終わります。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 63 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
横山経済建設部長。

No.21 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 63 号 尾張農業共済事務組合の解散に関する協議についてご説明申し上げます。

地方自治法第 288 条の規定に基づき、尾張農業共済事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と別紙のとおり協議するため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、愛知県農業共済組合の設立に伴い、尾張農業共済事務組合を解散する必要があるからでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

尾張農業共済事務組合の解散に関する協議につきましては、農業共済に関する事務の効率化を図り財政基盤を高めるため、1県1組合化の取り組みの推進によりまして、平成 26 年4月1日に愛知県全域を事業区域とする愛知県農業共済組合が設立されることに伴い、本市を初め 18 市町で構成いたします尾張農業共済事務組合を解散する必要があるがございます。

つきましては、平成 26 年3月 31 日をもって尾張農業共済事務組合を解散することについて、地方自治法第 288 条の規定に基づき、協議を求められましたので、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.22 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 64 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
横山経済建設部長。

No.23 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 64 号 尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてご説明申し上げます。

地方自治法第 289 条の規定により、尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と別紙のとおり協議するため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、尾張農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分する

必要があるからでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

尾張農業共済事務組合の財産処分に関する協議につきましては、当事務組合の解散に伴う財産処分について、同組合の財産を一旦全て一宮市に帰属させるものでございまして、地方自治法第 289 条に基づき、協議を求められましたので、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、一宮市に帰属後の財産処分については、別途構成市町で協定書を取り交わします。法定積立金、特別積立金、責任準備金、支払備金、未処分剰余金、農家抛出金、固定資産の平成 26 年 3 月 31 日現在高を、承継事務完了後に愛知県農業共済組合に引き渡すものでございます。

また、業務勘定残金につきましては、承継事務に係る経費を一宮市へ、事務費賦課金、激変緩和費用及び新しい農業共済ネットワークシステム構築負担金を愛知県農業共済組合へ交付するものとし、残りを各市町の負担金割合に応じて構成市町へ引き渡すものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 65 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.25 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法第 17 条の規定に基づきます非常勤一般職員の任用に伴い、条例を制定する必要があるからでございます。

豊明市では、一般事務だけではなく、子育て対策や学校教育等の人的支援が必要な部門で、常勤一般職員、いわゆる正規職員を補完する臨時職員を雇用しております。この数年、臨時職員に専門性や継続性を望む各課の要望が届いておりまして、それぞれの業務に対応できる弾力的な雇用体制を検討してまいりました。

その一つといたしまして、非常勤一般職員制度を提案させていただきます。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1枚おめくりいただきたいと思っております。

第1条では、豊明市が地方自治法と地方公務員法にのっとり非常勤一般職員の任用をする趣旨、この条例により勤務条件を定めていくことを規定しております。

第2条におきましては、非常勤一般職員の任用の方法と勤務条件を定め、第3条では、任用期間を1年を超えない範囲で定めていくこととしております。

また、第4条では、非常勤一般職員が任用期間終了後に業務の遂行上必要がある場合は再任用をすることができるものとしております。

第5条では、非常勤一般職員の報酬と費用弁償を規定しております。

6枚おめくりいただいて、最後のページの別表第1をごらんいただきたいと思います。

ここでは、月額報酬非常勤一般職員として、ポルトガル語通訳など10の職種の報酬と費用弁償について規定をしております。

新たに設けたものは、防災専門員と保育士、児童厚生員でございます。

防災専門員は、地域防災計画の策定とその普及啓発に努め、災害時には指揮調整を担うことを想定をしております。

保育士と児童厚生員は、正規職員を補完し、副担任等の継続的に保育や子どもたちの指導に当たる者を想定をしております。

その他の7職種につきましては、現在の非常勤特別職員から移行するものでございます。

別表2では、時間報酬非常勤一般職員の報酬と費用弁償について規定しており、金額は規則で定めることとしておりますが、原則、現在の臨時職員と同一の条件でございます。

第6条にお戻りください。

第6条では、勤務時間について規定をしております。

第7条では、非常勤一般職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合の割増報酬についてを規定をして、第8条では、規定の勤務時間に勤務しない場合の報酬の減額、第9条において、1時間当たりの報酬額の算出について規定をしております。

第10条では、非常勤一般職員が取得可能な休暇の種類を規定し、第11条で年次有給休暇の付与、第12条で病気休暇の付与、第13条で特別休暇の付与について規定をいたしております。

第16条では、非常勤一般職員の分限処分、第17条では、非常勤一般職員の社会保険と雇用保険、第18条では、労働災害補償と公務災害補償について規定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものといたします。

また、この条例の施行に当たり、関連する条例の条項、引用先などの精査を行い、また第5条では、非常勤特別職から環境監視員、ポルトガル語通訳など非常勤一般職とするため、該当項目を削除をいたします。

以上で説明を終わります。

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第66号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.27 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 66 号 豊明市農業共済事業実施条例の廃止についてご説明申し上げます。
豊明市農業共済事業実施条例を廃止する条例を別添のとおり定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、尾張農業共済事務組合の解散に伴い農業共済事業が承継市及び愛知県農業共済組合に承継されることとなり、廃止する必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

豊明市農業共済事業実施条例は、廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.28 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 67 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市民生活部長。

No.29 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、議案第 67 号 豊明市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからでございます。

今回の改正は、大きく2点ございます。1点目は、公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収制度を改正するもの、2点目は、公社債等及び株式等に対する課税を拡充するものでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

上から3行目、第 45 条の2につきましては、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も、特別徴収を継続することとする法令改正に伴い、特別徴収対象年金所得者の除外規定を見直すもので、1月1日以後に市外に転出した場合においても、特別徴収を継続するものでございます。

次にその下、第 45 条の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収の算定方法を見直すもので、前年度分の個人の市民税の公的年金等に係る所得割額と均等割額の2分の1相当額とすることで、1納期分ごとの負担額の平準化を図るものでございます。

そのページの中ほどにございます附則第 16 条の3の改正につきましては、上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこ

とに伴う所要の規定の整備でございます。

1枚おめくりいただきまして、7行目でございます。

附則第19条の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備でございます。

次に、附則第19条の2は、法改正に合わせて新設するもので、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税を新設したことに伴い、規定を新設するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9行目以降は、今回の条例改正に伴う所要の規定の整備でございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行いたしますが、公的年金等に係る特別徴収制度の改正につきましては、平成28年10月1日、公社債等、株式等に対する課税の拡充及び諸規定の整備につきましては、平成29年1月1日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第68号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤保険医療課長。

No.31 ○保険医療課長(加藤賢司君)

それでは、議案第68号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてをご説明いたします。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の改正に伴い、先ほどの議案第67号 豊明市税条例の一部改正のうち、公社債等及び株式等の所得に対する課税方法の変更の取り扱いと同様に、国民健康保険税の所得割額の算定方法を変更するために必要があるからであります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

このたびの改正は、株式や公社債等の金融商品の種類により異なっている課税方式の一体化を図るとともに、金融商品に係る損益通算範囲の拡大を図るため、所要の条文の整備を図るものであります。

まず、附則第3項の改正ですが、特定公社債の利子が配当所得に追加されたことに伴う整備を行います。

次に、附則第4項では、保険税の課税標準の計算方法などのうち、条例になじまない点について削除をいたします。

次に、中段あたりの附則第6項では、株式の譲渡所得が一般株式と上場株式に分けられたことにより、規定の整備を行います。

1ページめくっていただいて、附則第7項としまして、上場株式の譲渡所得に係る分離課税を新設したことに伴う規定を改正いたします。

次に、中段あたりの附則第10項では、保険税の課税標準の計算方法などのうち、条例になじまない点について削除をし、第8項といたします。

次に、附則第12項につきましても同様に削除をし、第9項といたします。

次に、附則第14項では、特定公社債の利子が追加されたことに伴う整備を行います。

附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行となりますが、保険税の課税標準の計算方法などのうち、条例になじまない点を簡素化する箇所につきましては、公布の日から施行をいたします。

以上で説明を終わります。

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第69号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.33 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第69号 尾張農業共済事務組合同規約の一部改正に関する協議についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、尾張農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約を別添のように定めることにつきまして関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、尾張農業共済事務組合の解散に伴い、地方自治法施行令第218条の2の規定により、事務の承継団体を規約に明記する必要があるからでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

尾張農業共済事務組合は、18市町で組織しておりますが、地方自治法施行令第218条の2の規定により、尾張農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継団体を規約に明記する必要があり、同組合管理者から同組合同規約中の関係規定の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議を求められましたので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

改正内容は、組合の解散に伴う事務の承継団体を条文に追加するものであり、第12条の次に「第13条 組合の解散に伴う事務は、一宮市が承継する。」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.34 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 70 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.35 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 70 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 億 7,351 万 8,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 192 億 2,055 万 3,000 円とするものでございます。

それでは、歳出より主なものをご説明いたしますので、14 ページ、15 ページをお開きください。

1 款 議会費、1 項 1 目 議会費は、本会議及び委員会の実績や今後の予定を加味したものを計上するもので、職員の超過勤務手当 100 万円と、会議録の筆耕翻訳料として 82 万 5,000 円の増額をお願いをするものでございます。

続いて 2 款 総務費、1 項 1 目 一般管理費 1,887 万 1,000 円の減額は、先ほどご説明をいたしました議会人件費の増額 100 万円の増のほか、後ほど出てまいります消防費人件費等の増額合計 1,887 万 1,000 円の調整による減額でございまして、総額の変動はないものでございます。

下段、2 項 1 目 税務総務費、賃金の 142 万 4,000 円の増額は、確定申告会場補助業務等の業務量の増大によります 4 名の臨時職員の増員によるものでございます。

次のページをお開きください。

3 款 民生費、1 項 2 目の老人福祉事業及び老人憩いの家管理事業は、地域体制支え合い事業としてこのたび県事業に採択され、全額県の補助金で賄われます。

老人福祉事業の消耗品 72 万 3,000 円は、要介護認定者等が万が一のときの身元や連絡先が記入できるハンカチの購入費 57 万 1,000 円と、独居高齢者用として命のカプセルの追加購入費 15 万 2,000 円の合計でございます。

老人憩いの家管理事業は、老人憩いの家で正座などに支障のある方のために椅子を購入する費用 441 万円でございます。

繰出金 2,759 万 6,000 円は、介護給付費等の伸びによる介護保険特会への繰り出しの

増額でございます。

続いて、3目の心身障害児者福祉推進事業、電算関係委託料 496 万 7,000 円は、総合支援法の制度改正に向けたシステム変更でございます。

次に、心身障害児者扶助事業、扶助費1億 6,995 万 8,000 円の増額につきましては、当初の予想を上回る利用者や給付費の増加、消耗品の増加等に対応するための補正でございます。

続いて、18 ページ、19 ページをお開きください。

心身障害者事務事業の返還金は、23 年度の自立支援等に係る補助金の返還 121 万 3,000 円でございます。

4目の福祉医療事業の 3,803 万 9,000 円の増額は、子ども医療及び後期高齢者医療の件数の増加によるものでございます。

5目の後期高齢者医療事業の 4,565 万円の増額は、平成 24 年度分確定によるもの、平成 25 年度の事務費確定に伴うもの、それぞれの増によるものでございます。

続きまして、2項 児童福祉費にまいります。

1目 児童福祉総務費、児童福祉事務事業の器具購入費 19 万 4,000 円は、このたび児童虐待対策事業として県費事業として採択されたものでございまして、事務用のパソコン等を購入するものでございます。

2目、保育園費の委託料 1,891 万 5,000 円は、保育室事業の委託料 101 万円の増額は、当初に比べ措置人数がふえたことによるものでございます。

また、子ども・子育て支援システム委託料 1,726 万 4,000 円は、子ども・子育て支援新制度のスタートに対応するためのシステム構築費でございます。

次ページをお願いいたします。

賠償金 64 万 1,000 円でございます。本事業は、先ほどのご説明にもありましたように、平成 14 年度中部保育園で起こりました事故についての賠償金でございます。

続いて、生活保護費に入ります。

3項1目 生活保護事業 3,766 万 3,000 円は、24 年度実績に基づく国の補助金の返還でございます。

2目 扶助費でございますが、医療扶助費の通院及び調剤の1件当たりの単価が当初見込みより上昇傾向にあるための増額計上 1,104 万円でございます。

次、22、23 ページをお開きください。

4項1目の保険料徴収資料等作成事業、電算関係委託料 75 万 6,000 円は、国民年金保険料の免除関係の制度改正が来年4月より改正されることによる改修の委託料でございます。

次に、衛生費に入ります。

4款 衛生費、1項2目の予防接種事業は、国・県補助金の額の変更に係る一般財源と

の財源振替であり、歳出予算の変更ではございません。

その下、成人病診断等委託料 1,246 万円の増額は、各種がん検診の人数増加によるものでございます。

その下、保健事業費等国庫負担金返還金 40 万 4,000 円は、平成 24 年度の事業費確定による返還でございます。

下段にまいります。

8 款 土木費、2 項 1 目の道路維持費の委託料 280 万円の増額は、労務単価の平均 6.7% 上昇による補正計上でございます。

24、25 ページをお願いいたします。

2 目の道路新設改良事業の調査測量設計等委託料 350 万円の増額は、平成 26 年度の県費獲得のため、沓掛町西田及び栄町西大根地内の通学路の歩道の設置のための詳細な設計測量を委託するものでございます。

次に、4 項 都市計画費、5 目の下水道事業特別会計繰出事業の繰出金 764 万 8,000 円の減額は、昨年度、下水道特別会計において市債の繰上償還を低利なもので実行したことに伴う繰出金の減額でございます。

続きまして、9 款 消防費、1 項 1 目の消防人件費の超過勤務手当 500 万円の増は、今年度の消防操法大会等の練習期間が、参議院選挙の関係もあり、当初の予定よりも延びたことによる増加でございます。

続いて教育費にまいりますので、26 ページ、27 ページをお願いいたします。

10 款 教育費、1 項 2 目の事務局人件費 698 万 4,000 円の増と、次の段、4 項 社会教育費、3 目 図書館費の人件費 588 万 7,000 円の増は、両方とも、予算上の人員との差異からくる不足額を補正するものでございます。

その下の 8 目 青少年対策事業、野外教育センター基本計画策定委託料 383 万 3,000 円は、設置後 40 年弱を経過した野外教育センターの改修や、今後の建てかえなど、将来のあり方を探るための基本計画の策定委託でございます。

次のページをお願いします。

12 款 公債費、1 項 1 目の公債費元金償還事業の長期債元金につきましては、市債の借入利率の見直しがされたため、その増額分 44 万 3,000 円の補正でございます。

元金償還がふえるのは、元利均等償還のため利子額が減る分、元金がふえるためでございます。

2 目の公債費利子償還事業の長期債利子につきましては、平成 24 年度に借り入れた起債の利子 725 万 8,000 円が新たに生じた一方、先ほど説明しましたとおり、市債の利率見直しの効果により 97 万 8,000 円の減額となりました。増加分 725 万 8,000 円と減額分 97 万 8,000 円を差し引きし、628 万円の増額となりました。

続きまして、13 款 諸支出金、1 項 1 目の財政調整基金積立事業、積立金 8 億 8,791 万 7,000 円の増でございます。歳入歳出の剰余額を積み立てます。

今回の補正によりまして、現在残高は 20 億 9,333 万 9,000 円となります。

2目 教育施設建設及び整備基金費の積立金 15 万 4,000 円は、大狭間湿地公開時の募金活動による寄附金を基金に積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、続いて歳入の説明をいたしますので、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。

9款 地方交付税、1項1目 地方交付税2億 141 万 2,000 円の計上は、今年度決定いたしました普通交付税9億 5,141 万 2,000 円から当初計上分7億 5,000 万円を差し引いた金額でございます。

中段でございます。

13款 国庫支出金、1項1目の心身障害者福祉費負担金 7,017 万円及び生活保護費負担金 828 万円の増額につきましては、更生医療費等が増額になったことに伴う国の負担分の増額でございます。

下段、2項 国庫補助金、2目の心身障害者福祉費補助金 1,036 万 4,000 円の増額は、対象者への支援回数の増加と、日常生活用具給付費の増額に対する補助金でございます。

その下段、子育て支援交付金の 1,689 万円の減額は、対象事業及び経費の精査の上、費目の変更となったものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3項 委託金、2目の国民年金事務取扱費委託金 75 万 6,000 円は、国民年金の申請免除の遡及期間見直しに係る電算関係委託料の全額の補助でございます。

その下、14款 県支出金、1項1目の心身障害者福祉費負担金 3,508 万 4,000 円につきましては、障害者医療費負担金としての更生医療費に係る費用 91 万 9,000 円の増、障害者自立支援給付費等負担金として身体障害者補装具給付金、訓練等給付金、介護給付費の4分の1の 3,416 万 5,000 円の合計額でございます。

続きまして、2項 県補助金、2目の老人福祉費補助金 513 万 3,000 円は、老人福祉事業の緊急用のハンカチ等の購入費と、老人憩いの家管理事業の椅子購入費の合計 513 万 3,000 円の全額補助でございます。

その下段、心身障害者福祉費補助金 518 万 2,000 円の増額は、地域生活支援事業の支援回数の増加に係る県からの補助の増額でございます。

その下段の福祉医療費補助金の3項目の補助金に係る 1,134 万 9,000 円の増でございますが、子ども医療の件数の増加による福祉医療助成費 837 万 3,000 円、及び医療費審査支払委託料 12 万 8,000 円の補助増に加え、後期高齢者医療件数の増加による福祉医療助成費 272 万 3,000 円、次ページの医療費審査支払委託料に係る 12 万 5,000 円の補助額の合計 1,134 万 9,000 円の増額でございます。

10ページ、11ページにまいります。

4節 児童福祉費補助金 19 万 4,000 円は、児童虐待の対策事業用のパソコン等の購入

費であり、全額県費により賅われます。

下段の保育園費補助金 1,468 万 9,000 円の増は、国の補助から県の補助への費目がえがあったことによる増でございます。子ども・子育て支援システム委託料 1,726 万 4,000 円に対する補助 400 万円も含まれております。

真ん中の囲みでございます。

16 款 寄附金、1 項 1 目 一般寄附金 15 万 4,000 円は、大狭間湿地の一般公開の折、湿地保全のための見学者たちの募金を社会教育費寄附金として受け入れたものでございます。

続いて下段、18 款 繰越金、1 項 1 目 繰越金につきましては、繰越総額 12 億 6,715 万 2,000 円のうち、9 月の補正後残高 9 億 2,700 万円を予算化をいたします。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

19 款 諸収入、5 項 4 目 雑入の賠償責任保険金 64 万 1,000 円は、保育園費でご説明した事故についての賠償に係る保険金の収入でございます。

続きまして、継続費の補正について説明いたしますので、5 ページをお願いいたします。

第 2 表でございます。

平成 24 年度 3 月補正でお認めいただきました前後駅前広場デッキの耐震補強工事でございますが、継続費の年割額 26 年度、27 年度に対しまして、消費税上昇相当額を加え、総額に 660 万円の増額をお願いするものでございます。

中段、第 3 表 繰越明許費にまいります。

歳出予算でご説明いたしましたとおり、子ども・子育て支援システム委託料 1,726 万 4,000 円は、子ども・子育て支援新制度の平成 27 年スタートに対応するためのシステム構築費用でございます。

平成 25 年度の補助事業ではございますが、事業完了は翌年度となるため、繰越明許事業となります。

下段、第 4 表の債務負担行為補正の追加でございます。

保育園給食業務委託事業の 1,300 万円及び小中学校英語指導委託事業の 1,498 万 1,000 円は、両事業とも、次年度委託について担当課がプロポーザルにより適正な事業者の選択を行うための設定でございます。

また、福祉体育館及び体育施設等に係る指定管理事業につきましては、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間の債務負担をするものでございます。

以上で説明を終わります。

No.36 ○議長(伊藤 清議員)

議事の途中ではありますが、ここで 10 分間休憩といたします。

午前 11 時 9 分休憩

午前11時19分再開

No.37 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第 71 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤保険医療課長。

No.38 ○保険医療課長(加藤賢司君)

それでは、議案第 71 号 平成 25 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億 6,159 万 6,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 70 億 2,669 万 6,000 円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、8ページ、9ページをごらんください。

2款 保険給付費ですが、一番上の1目 一般被保険者療養給付費の3億 772 万 2,000 円の増額は、医療費の支払いに不足が見込まれますので、増額をするものであります。

続きまして、その下の3目 一般被保険者療養費は、はり、きゅう、マッサージ等に係る費用であります。同様に、不足分の 619 万 2,000 円を増額するものであります。

続きまして、その下の2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費は、一定額以上の高額な医療費を支払う費用であります。同様に、不足分の 1,920 万 6,000 円を増額するものであります。

続きまして、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

6款 介護納付金につきましては、40 歳から 64 歳までの方が国民健康保険税に加算して納付をしている介護保険分を支払基金へ支払うもので、納付金の額が確定いたしましたので、不足分でありまして 1,199 万 2,000 円を増額するものです。

続きまして、その下の7款 共同事業拠出金の1項1目 高額医療費拠出金は、高額な医療費のうち 80 万円以上を対象にした拠出金を支払うものですが、額が確定しましたので、不足分の 1,648 万 4,000 円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

初めに、一番上の2款 国庫支出金、1項1目 療養給付費等負担金を1億 1,043 万 5,000 円増額するものであります。

これは、歳出に計上いたしました療養給付費等の 32%を国が負担をするものであります。

続きまして、その下の2目 高額医療費共同事業負担金は、歳出に計上しました高額医療費拠出金の4分の1を国が負担をするもので、412 万 1,000 円の増額となります。

続きまして、その下の5款 県支出金、1項1目 高額医療費共同事業負担金ですが、国と同様に、県も4分の1を負担しますので、同額の 412 万 1,000 円を増額いたします。

続きまして、その下の2項2目 財政調整交付金を 2,760 万 8,000 円増額するものであります。

これは、国庫支出金と同じく、歳出に計上いたしました療養給付費等のうち8%を県が負担をするものであります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

9款 繰越金の1項2目、その他繰越金の2億 1,531 万 1,000 円の増額は、前年度からの繰越金のうち必要額を予算計上するものであります。

以上で説明を終わります。

No.39 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 72 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

堀田都市計画課長。

No.40 ○都市計画課長(堀田 彰君)

議案第 72 号 平成 25 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

初めに、本日上程させていただきました議案の提案理由について申し上げます。

今回の補正予算は、下水道事業の公債費元金、利子に関する案件でございます。

下水道事業の公債費元金、利子につきましては、償還額が決められておりますが、平成 24 年度に行った繰上償還により、元金は、借りかえたことで支出額が増になり、利子は、利率の高い起債を償還したことで支出額が減じたことによるものでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、議案書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 764 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 275 万 2,000 円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、6、7ページをお開きください。

4款1項 公債費、1目 元金でございます。

説明欄の長期債元金の 116 万 7,000 円の増は、平成 24 年度に行った繰上償還による支出額の増額によるものでございます。

その下の2目 利子の説明欄の長期債利子 881 万 5,000 円の減は、同様に、繰上償還による支出額の減額によるものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、4、5ページをお開きください。

4款1項1目 繰入金でございます。

説明欄の一般会計繰入金 764 万 8,000 円の減は、歳出を減額したことによるものでござ

います。

以上で説明を終わります。

No.41 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 73 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

浅田高齢者福祉課長。

No.42 ○高齢者福祉課長(浅田利一君)

議案第 73 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億 2,398 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 2,202 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、歳出をご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

最上段の1款3項2目 認定調査等費を 139 万円増額をいたしまして、2,352 万 7,000 円とするものでございます。

これは、説明欄にもありますように、意見書作成料支払委託料を増額するもので、介護認定申請件数が伸びていることに伴い、主治医の意見書作成費用を増額するものでございます。

次に、下段の2款1項1目 居宅介護サービス給付費を1億 7,819 万 3,000 円増額しまして、13 億 9,232 万 4,000 円とするものでございます。

この増額の内訳は、訪問介護や訪問看護、通所介護件数が当初計画より増加しており、特に通所介護につきましては、デイサービス事業がふえていることが主な要因でございます。

次に、その下段の2款2項1目 介護予防サービス給付費を 3,145 万 6,000 円増額しまして、1億 1,176 万 4,000 円とするものでございます。

この増額につきましても、訪問介護や訪問看護、通所サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、1ページおめくりください。

6款1項2目 償還金を 1,294 万 9,000 円増額しまして、1,295 万円とするものでございます。

これは、平成 24 年度介護給付費と地域支援事業費の事業確定により、国及び県に返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。

上段の3款1項1目 介護給付費負担金 4,192万9,000円、その下段の4款1項1目 介護給付費交付金 6,079万8,000円、その下の5款1項1目 介護給付費負担金 2,620万6,000円、次のページをお開きください。

上段の7款1項1目 介護給付費繰入金 2,620万6,000円の4目の増額につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げました居宅介護サービス給付費と介護予防サービス給付費に対応する国・県・市など各公費負担割合の歳入分でございます。

次に、その上段の4目 その他一般会計繰入金 139万円の増額は、歳出でご説明申し上げました意見書作成料支払委託料に充てるために繰り入れるものでございます。

次に、その下の8款1項1目 繰越金の6,745万9,000円につきましても、歳出の居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費に対応する負担割合分と返還金に充てるためのものでございます。

以上で説明を終わります。

No.43 ○議長(伊藤 清議員)

原田健康福祉部長。

No.44 ○健康福祉部長(原田一也君)

議案第61号 損害賠償の額を定めることについて、私の説明の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

説明の最後に、「示談が成立した」と申し述べましたが、議決をいただいた後、この額をもって示談をするということでございますので、訂正とおわびを申し上げます。

どうも済みませんでした。

No.45 ○議長(伊藤 清議員)

横山経済建設部長。

No.46 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第60号 工事請負契約の締結についての私の提案説明の折に、資料にあります仮契約日を10月28日とお話しさせていただきましたが、正式には10月29日の誤りでしたので、訂正させていただきます。資料の訂正をお願いいたします。

まことに申しわけございませんでした。

No.47 ○議長(伊藤 清議員)

この際、当局に申し上げますが、議案説明のための資料につきましては、議案同様、議会提出前に内容について十分精査の上、間違いのないものを提出をいただくよう、今後留

意されることを強く求めておきます。

以上で日程4を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第2号及び請願第3号の2件の請願が提出されましたので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.48 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号及び請願第3号を直ちに日程に追加し、一括議題といたします。

議事課長をして、請願文書表を朗読させます。

石川議事課長。

No.49 ○議事課長(石川晃二君)

平成 25 年 12 月定例月議会請願文書表。

平成 25 年 11 月 29 日

受 理 番 号 2

受理年月日 平成 25 年 10 月 29 日

件 名 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請 願 者 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301 号

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫

請 願 項 目 政府の社会保障改悪に反対し、住民の命とくらしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

(以下、請願事項 略)

紹 介 議 員 前山美恵子議員

続きまして、平成 25 年 12 月定例月議会請願文書表。

平成 25 年 11 月 29 日

受 理 番 号 3

受理年月日 平成 25 年 10 月 29 日

件 名 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める

請 願

請 願 者 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301 号

愛知県社会保障推進協議会

議長 森谷 光夫

請願項目 国に対して「介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続すること」を求める意見書を提出してください。

(以下、請願事項 略)

紹介議員 前山美恵子議員

以上です。

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

請願第2号及び請願第3号の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より登壇にて説明願います。

No.51 ○19番(前山美恵子議員)

では、請願第2号と第3号について、紹介議員より趣旨説明をさせていただきます。

まず、請願第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書を紹介議員より趣旨説明をいたします。

この請願は、毎年1回、愛知県内の各自治体を回り、各種福祉施策の拡充を要請する自治体キャラバンから出されたものであります。

ことしの自治体キャラバンからの要請項目は、国による福祉後退から、多くの市民の生活が苦しくなっている深刻な内容を伝えるものであります。

8月から生活保護費の基準が引き下げられたことで、多くの市民に影響が出ていること、10月からの年金引き下げ、来年4月からの消費税増税と、市民負担がふえるばかりであります。

生活が苦しいと訴えている高齢者や社会的弱者の問題、そして生活保護費の基準が最低賃金や住民税非課税限度額などの物差しになっていることから、基準が引き下がることによって福祉制度から外れてしまう問題について、大きな問題となっております。

生活保護引き下げで、さまざまな制度から外れる人は、社会的に弱い立場の人に集中することになるので、このような人が暮らしにくならないように、この請願の中にも込められております。

そこで、介護保険、高齢者医療制度、子育て支援、国保、障がい者健診事業など、ここに述べられている事業が拡充をされれば、市民の生活が安心できるというものでありますので、この請願項目に込められている市民の思いを受けとめていただくよう、ここにお願いをする次第であります。

さて、ここに書かれております項目の中で、既に豊明市で実施している項目もありますが、それは、さらなる拡充を求めたり、または現在より福祉が後退しないようにとの思いで記載されていることをご承知おきをいただきたいと思います。

多岐にわたる内容ですが、市民にとって必要なものと考えて、皆様の賛同をお願いする次第であります。

次に、請願第3号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願について趣旨説明をいたします。

国は、介護保険を改悪し、要支援1、2の人を訪問介護や通所介護を保険サービスから外し、自治体事業に丸投げをしようとしています。

訪問介護は、要支援受給者の約44%、通所介護は、要支援受給者の45%が利用されています。

これらの費用が要支援者の総費用の約6割を占めると言われておりますので、これを外すことは大きな影響を与えることになるのであります。

そしてこれらの事業が自治体事業に丸投げになれば、サービスの基準は介護保険事業の基準とはならないのであり、事業者に払う報酬も低く抑えられ、人員基準もありません。

また、利用者は介護保険サービスと同じサービスを受けられるという保証はありません。利用料は、1割負担より引き上げられる可能性もあります。

さらに、専門職を持ったヘルパーによる訪問介護が、民間やNPO、ボランティアが行うサービスに置きかえられていく方向が、これを国が示しております。この方向については、利用者から大変不安の声が寄せられております。

このことを調査したある団体は、ある地域では、9割の高齢者が、今使っているサービスが使えなくなったら困るという回答をされたそうです。ひとり暮らしや高齢者世帯では、生きる楽しみがなくなってしまうので、なおさらであります。

この調査から、要支援者は決して軽度ではなく、生活全般に社会の支援が必要なこと、その支援が要介護状態への悪化を防いでいることなど、この調査から判明したわけであります。

サービスを使ってせつかく張りのある生活をしていたのに、逆に重度化して介護保険特別会計に大きな影響を与えることになりかねません。

よって、以上のようなことを考えますと、高齢者を脅かす要支援者の保険給付外しをさせないためにも、この意見書をこの議会から提出をしていただきたいと、皆さんの賛同をお願いする次第であります。

以上で趣旨説明を終わります。

No.52 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第141条第1項の規定により、請願第2号及び請願第3号を福祉文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました請願2件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、12月20日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました請願2件については、12月20日までに審査期限といたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は12月3日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時41分散会

